

# 個別避難計画の取組状況について

## 1. 個別避難計画とは

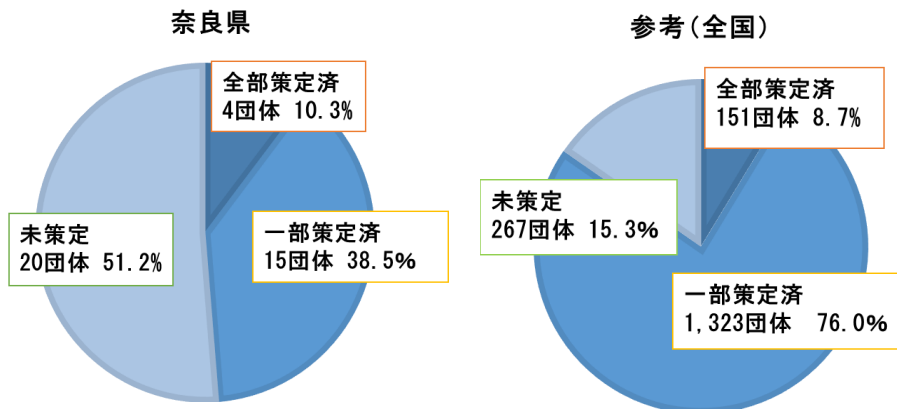
個別避難計画とは、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

内閣府からは、市町村が個別避難計画を作成する優先度が高いと判断した者については、令和3年度からおおむね5年程度で作成するよう依頼を受けている。

## 2. 奈良県における個別避難計画の策定状況（R5.10.1時点）

- ① 全部策定済 . . . 4（橿原市、上牧町、黒滝村、上北山村）
- ② 一部策定済 . . . 15（奈良市、大和郡山市、天理市、五條市、生駒市、葛城市、宇陀市、斑鳩町、御杖村、王寺町、広陵町、吉野町、天川村、十津川村、東吉野村）
- ③ 未策定 . . . 20（その他）



## 3. これまでの県の取組状況

- ・ 要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修を実施。
- ・ 防災・危機管理に関する市町村及び消防(局)本部担当課長会議で周知。
- ・ 内閣府の個別避難計画作成促進事業を活用し、市町村をサポート。  
(大和郡山市、平群町、田原本町、大淀町)